

- ホーム
- 組織について
- 政策について
- 会議・面談等
- 原子力規制事務所
- 法令・基準
- 手続き・申請

緊急情報 [【異常なし・規制庁】\(平成28年4月25日8時現在\) 熊本地震の原子力施設への影響について](#) [緊急時ホームページ/メール登録](#)

現在位置 ホーム 手続き・申請 パブリックコメント 平成25年度 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(案)等に対する意見募集について※本件の意見募集受付は終了しました。

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(案)等に対する意見募集について※本件の意見募集受付は終了しました。

パブリックコメント

- ▶ 平成27年度
- ▶ 平成26年度
- ▶ 平成25年度
- ▶ 平成24年度

平成25年4月10日  
原子力規制委員会  
原子力規制庁

原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)は、平成24年6月27日に公布され、平成24年9月19日に施行されました。同法附則1条第4号では、同法附則第17条において改正される核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)等については、原子力規制委員会設置法の施行後10ヶ月以内であって政令で定める日に施行すると規定しています。これを受け、施行のために整備することが必要となる関係する規則、内規等の改正及び制定することを予定しています。

つきましては、下記の要領にて、広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

標記、「原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(案)等」に対する意見がありましたら、以下の要領にて提出してください。

インターネットによるアクセス先

原子力規制委員会ホームページ

[「原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則\(案\)」に対する意見募集について](#)

記

1. 御意見募集案件

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(案)等について

詳細は資料「原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(案)等について」をご覧ください。

[原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則\(案\)等について【PDF: 142KB】](#)

また、御意見の提出にあたっては、上記の資料のほか、以下の参考資料を参照ください。

[参考資料: パブリックコメント対象文書一覧【PDF: 87KB】](#)

[参考資料: 今回の意見募集に係る諸規定と許認可との関係【PDF: 105KB】](#)

[参考資料: 新規制基準において新たに要求する機能と適用時期\(案\)【PDF: 85KB】](#)

[参考資料: 規則等案文\(1\)~\(11\)【PDF: 4.8MB】](#)

[参考資料: 規則等案文\(12\)~\(15\)【PDF: 272KB】](#)

[参考資料: 規則等案文\(16\)~\(22\)【PDF: 3.9MB】](#)

[参考資料: 規則等案文\(22\)~\(27\)【PDF: 20.9MB】](#)

2. 御意見提出方法

御意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、提出していただく御意見は、対象を該当箇所がわかるように、必ず対象となる原子力規制委員会規則、内規等の名称を明記して提出してください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合  
「[パブリックコメント：意見募集中心案件詳細](#)」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。※4月11日(木)に掲載されます。

(2) 郵送・FAXで意見を提出する場合  
下記より、意見提出様式をダウンロードし、「意見送付の宛先」まで、御送付ください。

[☞ 郵送・FAXの様式 \(PDF: 375KB\) ☞](#)

### 意見送付の宛先

住所：〒106-8450

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 技術基盤課 パブコメ担当宛て

FAX：03-5114-2178

## 3. 御意見提出上の注意

- (1) 個人の場合は住所、氏名、職業及び連絡先を、法人の場合は法人名、所在地、担当者氏名、所属及び連絡先をそれぞれ記載してください。
- (2) いただいた御意見については、意見募集期間終了後、個人情報等を記載する欄を除き、原則として公表させていただきます。(御意見自体は原則として全て公表しますので、御意見中には個人情報等の公開に適さない情報を記載なさらないようお願いいたします。)  
なお、いただいた御意見に個々に回答は致しかねますので、御了承願います。
- (3) 氏名・連絡先等の個人情報については、いただいた御意見の内容に不明な点があった場合などの問い合わせをさせていただくため、御記入いただくものです。御記入いただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。  
なお、いただいた御意見が下記に該当する場合は、御意見の一部を伏せること、または、御意見として取り扱わないことがあります。  
御意見が募集対象「原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(案)等」と無関係な場合  
御意見の中に、特定の個人を識別することができる情報がある場合  
特定の個人・法人の財産権等を害するおそれがある場合  
特定の個人・法人の誹謗中傷に該当する場合  
事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合  
入力された情報が虚偽であると判明した場合
- (4) 意見が1000字を超える場合、冒頭に要旨を記載してください。
- (5) システムへのアクセスが集中した際等、動作が遅くなる場合がございます。少し時間を置いてから再度アクセスしてください。また、締切日直前にアクセスが集中する場合がございますので、余裕を持って申請いただくことをお勧めします。

## 4. 意見提出期間

平成25年4月11日(木)から平成25年5月10日(金)までの30日間(期間内必着)

### 意見提出方法に関する問合せ先

原子力規制庁 技術基盤課  
担当：鈴木  
電話：03-5851-3352(代表)  
03-5114-2109(直通)

ページトップへ

こちら

原子力規制委員会 (法人番号 9000012110002)

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 TEL: 03-3581-3352 (代表) 地図・アクセス

**03-5114-2190**

Copyright © Nuclear Regulation Authority. All Rights Reserved.